

ディスクロージャー誌 令和2年4月

DISCLOSURE 2020

～JA八千代市の現況～



八千代市農業協同組合

はじめに

JA 八千代市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「DISCLOSURE2020～JA 八千代市の現況～」を作成いたしました。

皆様が当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひ一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 4 月 八千代市農業協同組合

沿革

JA 八千代市は昭和 40 年に旧大和田町・睦・阿蘇の 3 農協が合併し、八千代町中央農協として誕生。その後大和田西部農協を吸収、千葉地区サービスステーション（農機具・水道 SS）の事業譲渡を受け、昭和 42 年の市制施行に伴い八千代市農業協同組合と名称変更をしました。平成 4 年には農協の愛称を CI の一環で全国統一の JA と改め JA 八千代市としました。

発足以来 54 年間八千代市内を営業区域として、組合員及び地域住民の皆様にとりと潤いを与えられる「親しまれる JA」を目指し事業展開をし、ご利用者の皆様と共に歩んで参りました。



JA 八千代市のプロフィール（令和元年 12 月末現在）

- 設立 昭和 40 年 5 月
- 本店所在地 八千代市大和田新田 640-1
- 出資金 7.5 億円
- 総資産 661 億円
- 単体自己資本比率 12.31%
- 組合員数 4,159 名 / 1,648 名（正組合員） 2,511 名（准組合員）
- 役員数 26 名 / 4 名（常勤） 22 名（非常勤）
- 職員数 / 79 名（正職員） 10 名（嘱託） 17 名（パート）
- 支店 5 支店（本店・睦・阿蘇・勝田台・大和田）

目 次

ごあいさつ

1. 経営理念	1
2. 経営方針	1
3. 経営管理体制	1
4. 事業の概況(令和元年度)	2～3
5. 農業振興活動	4～6
6. 地域貢献情報	7～9
7. リスク管理の状況	10～17
8. 自己資本の状況	18
9. 主な事業の内容	19～24

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	25
2. 損益計算書	26
3. キャッシュ・フロー計算書	27～28
4. 注記表	29～45
5. 剰余金処分計算書	46
6. 部門別損益計算書	47～48
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	49

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	50
2. 利益総括表	51
3. 資金運用収支の内訳	51
4. 受取・支払利息の増減額	52

III 事業の概況

1. 信用事業	53～62
(1) 貯金に関する指標	53
(2) 貸出金等に関する指標	53～59
(3) 内国為替取扱実績	59
(4) 有価証券に関する指標	59～60
(5) 有価証券等の時価情報等	60～62
2. 共済取扱実績	63～64
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	63
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	63
(3) 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高	63
(4) 年金共済の年金保有高	64
(5) 短期共済新契約高	64

3. 農業関連事業取扱実績	65～66
(1) 買取購入品取扱実績	65
(2) 受託販売品取扱実績	65
(3) 保管事業取扱実績	66
(4) 指導事業取扱実績	66
(5) 資産管理事業取扱実績	66

IV 経営諸指標	67
1. 利益率	67
2. 貯貸率・貯証率	67

V 自己資本の充実の状況	68～83
1. 自己資本の構成に関する事項	68～69
2. 自己資本の充実度に関する事項	70～72
3. 信用リスクに関する事項	73～76
4. 信用リスク削減手法に関する事項	77～78
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	78
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	79～80
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	81
9. 金利リスクに関する事項	82～83

【JAの概要】

1. 機構図	84
2. 役員構成(役員一覧)	85
3. 会計監査人の名称	85
4. 組合員数	85
5. 組合員組織の状況	86
6. 特定信用事業代理業者の状況	86
7. 地区一覧	87
8. 沿革・あゆみ	88
9. 店舗等のご案内	89

法定開示項目掲載ページ一覧	90～91
---------------	-------

※本冊子は、農業協同組合第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。また、農協法第37条の2の規程に基づき、当組合の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

※記載した金額は、表示単位未満を切り捨て表示していますので、合計と合致しない場合があります。

※金額については、0円の場合は「－」、表示単位未満の端数がある場合は「0」で表示しています。

ごあいさつ



平素は、JA 八千代市に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当 JA では、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、皆様の一層のご理解を深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営内容などについて、利用者の皆様のために分かり易くディスクロージャー誌を作成いたしました。

さて昨年度をふり返りますと、台風 15 号が千葉県を直撃し、後を追うようにして発生した 19 号、21 号により大きな被害が出ました。被害に遭われた皆さまには心よりお見舞

い申し上げます。家屋や農業施設についてはなかなか復旧の見通しが立たない状況ではありますが、一日も早く復興し、通常の生活を取り戻せるよう、農協としても全力で応援して参ります。

JA グループでは平成 31 年 3 月に開催された第 28 回 JA 全国大会において、「創造的自己改革の実践」が決議され、「農業者の所得増大」・「農業生産の拡大」・「地域の活性化」へのさらなる挑戦と、「経営基盤強化」を重点課題として取り組むこととなりました。

JA 八千代市においても、2019 年度策定の「中期 3 か年経営計画」や 2018 年度策定の「第 3 次農業振興計画」にもとづき、組合員や地域住民に必要とされる JA を日々目指し、各事業に対し、役職員一丸となり取り組んでまいりました。

信用・共済事業においては、日銀のマイナス金利政策の長期化や他業態との競合等、大変厳しい経営環境下ではありましたが、組合員・利用者の期待と信頼に応える事業運営につとめ、目標達成となりました。

このように、各事業とも順調に推移した結果、計画を上回る剰余金が確保できました。

本年度も、より一層のサービスの向上につとめ、組合員・地域の皆さまに愛される JA を目指して、役職員共々取り組んで参りますので、尚一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、挨拶といたします。

令和 2 年 4 月

八千代市農業協同組合

代表理事組合長 藤代 清文

1. 経営理念

- ・JA 八千代市は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- ・JA 八千代市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組めます。
- ・JA 八千代市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組めます。

2. 経営方針

- ◇ 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」への取り組み
農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組んで参ります。
重点的な取り組みとして、担い手の支援・農産物販売強化・地域交流と地域貢献活動への更なる事業展開に取り組めます。
- ◇ 信頼に応える農産物の生産・販売
消費者の JA への信頼に依っていくため、JA と生産者の協力により、生産段階から加工・販売にいたる一貫した食の安心・安全を守る取り組みを強化します。このため、生産履歴記帳運動を実践し、生産部会と連携して JA 内に有効なチェック体制を構築します。
また、地元消費者との結びつきを強めるため、農産物直売所の増設と充実に努めます。
- ◇ 経営の健全性の確保と透明性の向上
不良債権の償却を進め経営の健全化を図るとともに、内部留保の充実等によって自己資本比率の増強を図り安定的な財務基盤を築きます。また、新 BIS 規制に対応し、リスク管理体制の強化・向上を図ります。あわせて、従来からのディスクロージャー誌による開示のほか、半期開示の自主的实施やホームページでの開示など組合員や事業利用者向けの情報開示を充実させ、JA の透明性を高めます。
- ◇ 不祥事事件の発生を未然に防ぐコンプライアンス体制の強化
不祥事の未然防止に向け、毎年全ての部署・支店・事業所の監査を実施できるよう内部監査室の体制を強化するとともに、自店検査の実施や研修等のコンプライアンスプログラムを充実して参ります。

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況(令和元年度)

金融危機の影響を受けた景気の後退により農畜産物価格は低迷し、令和元年度のJAの事業を取り巻く環境は、依然厳しいものとなっております。

また、一方で食の安全や信頼を脅かす不祥事が多発し、安全・安心志向がますます高まりを見せました。

こうした中、当組合の財務状況については、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んできたことから自己資本比率は12.31%(前年度対比1.58ポイント減)となり、不良債権比率は3.74%(前年度対比1.10ポイント増)となっております。

また、ALM委員会の機能を強化しリスク管理態勢を強化するとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざしコンプライアンス委員会の設置など、役員が先頭に立ったコンプライアンスプログラムに基づく実践に取り組んでまいりました。また、組合長に直属した内部監査室による内部監査を実施してまいりました。

この結果、収支面では事業利益が前年度対比3,090千円(3.48%増)と、増益となったほか、経常利益は前年度対比21,973千円(18.35%増)となり、当期剰余金は102,985千円となりました。主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 信用事業

貯金につきましては、昨年の定期貯金キャンペーンや年金受給口座拡大などにより総貯金は前年対比101.2%となり、貸出金は住宅ローンの伸張や各種農業資金、事業性資金に取り組んだ結果、前年対比105.1%、貯貸率は48.8%となりました。

② 共済事業

複合渉外職員が中心となり、ひと・いえ・くるまの各分野で普及拡大を図りました。3Q訪問を通じて次世代・次々世代への接点強化を実施。また、はじまる活動により地域への保障拡充に努めた結果、長期共済保有高は前年対比99.1%、推進総合ポイント323万点を挙げ、指標目標に対して105.4%となり、目標達成となりました。

共済の新規契約高等については、以下の通りです。

<新契約高等>

満期(終身)共済金額合計	1,434,590千円
保障共済金額合計	17,344,611千円
新規共済契約者数(長期共済および自動車共済合計)	166人
新規被共済者数 生命総合共済(年金共済を除く)	43人
年金共済	42人

共済の保有高等については、以下の通りとなります。

<保有高等>

満期(終身)共済金額合計	28,759,048千円(対前年比95.1%)
保障共済金額合計	140,260,655千円(対前年比99.1%)
医療系共済 入院共済金額合計	7,539千円(対前年比105.4%)
介護系共済 介護共済金額合計	1,074,030千円(対前年比105.3%)
生活障害共済 生活障害共済金額	13,000千円
生活障害年金年額	18,700千円
年金共済 年金年額合計	850,746千円(対前年比123.8%)

自動車共済 共済掛金合計	83,535 千円(対前年比 99.4%)
共済契約者数(長期共済および自動車共済合計)	5,244 人
被共済者数 生命総合共済(年金共済を除く)	3,639 人
年金共済	919 人

③ 営農指導事業

本年度は第 3 次農業振興計画 2 年目として、引き続き八千代市農業の持続的発展を目指し、新規就農者や後継者に基幹作物の作付け提案や営農指導に取り組み、やる気のある生産者の支援と人参・ネギの生産維持に努めて参りました。営農指導を着実に行為、専門知識を持った指導員育成も計り、防除指導員・肥料専門指導員の資格も取得致しました。

④ 販売事業

本年度は年初の低温や春先からの乾燥で、人参の成育にも影響が生じました。収穫量は例年に比べ減収となり、総出荷数量についても目標の 9 万ケースに対し 94%でしたが、1 ケース単価が 1,222 円となり、前年の 1,029 円を大きく上回る結果でした。しかし台風 15 号・19 号の影響でネギや葉物の生産物やビニールハウスなどの施設にも被災し、大きく損害を受けました。

グリーンハウス直売部門の販売においては重量野菜を中心に安値の中、イチゴや梨といった品目を重点に販売、新たなインショップによる販路も拡大いたしました。結果、令和元年の販売高は前年比 94.3%、560 百万円となりました。

⑤ 購買事業

購買事業については度重なる台風と大雨で、段ボール等の資材が伸び悩む中、取扱高全体では前年比で 100.7%となりました。また、農機部門では農業の安定化を狙った、省力化農機の推進を積極的に行った結果の取扱高は計画対比 123.6%となりました。

⑥ 資産管理事業

都市型農業地域における組合員からの多様な各種相談に応え、事業目標において賃貸住宅等取扱実績が 278.6%、仲介業務取扱実績では 143.4%となりました。

5. 農業振興活動

< 夏の感謝祭、秋の収穫祭開催 >

JA八千代市では、昨年度も農産物直売所グリーンハウス主催で「夏の感謝祭」と「秋の収穫祭」を開催しました。どちらも旬の新鮮農産物に多くの人々が興味を示し、同JA青年部、女性部、フレッシュミズ、生産部会などによる模擬店や新鮮農産物の販売が行われ、会場は大いに賑わい、八千代市産農産物の大々的なPRができました。

また、JA職員による体験型イベントでは夏はトウモロコシとジャガイモ、秋はサツマイモの収穫体験を行い好評でした。子どもから大人まで参加し、地元産農産物や農業への関心を高めてもらえることができました。今回のお祭りでも、多くの生産者と消費者の貴重な交流の機会となりました。



▲夏、秋とたくさんの来場者が訪れ、地元産農産物のアピールができました。

＜地場農産物共進会で意欲向上、 販売促進PRで消費者との交流を＞

八千代市内の生産者で組織する園芸協会は、消費者に向けた地場農産物の販売促進を行ったり、組織の中でより優れた品を決めるために共進会（コンテスト）を開催し、丹精込めて育てた農産物を出品しています。

生産者自らが販売促進を行うことによって消費者との直接的な交流の機会となり、相互的な理解や関心が高まります。また、共進会は生産者同士が切磋琢磨し意欲の向上を目指しています。昨年度行われた第39回農産物共進会（秋の収穫祭会場内にて開催）では、9月～10月にかけて訪れた台風第15号・19号・21号の影響による被害があった中でも、生産者のたゆまぬ努力によって八千代市産選りすぐりの新鮮農産物が集まりました。



←各種共進会

▲共進会で技術の向上。生産者自慢の農産物が並び、意欲を高めます。



各種販売促進の
様子 ↑ →



▲販売促進ではイベントも行うなどして消費者との交流を図りました。

地域密着型金融への取り組み

（中小企業等の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

当 JA では、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置づけ、農業メインバンクの機能の強化を行っており、資金ニーズの把握に努めています。

農業融資については、各関係機関や指導販売課・経済課・農機センターと連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、農業制度金融を活用し資金供給の取り組みを行っております。また、アグリマイティーフund、農機ハウスローン、農業近代化資金等の融資について、JA バンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行っております。また、農業者への経営改善相談・支援等の態勢として、農業者の農業技術・生産向上に向けた相談体制、各種農業関連資格、農業融資資格の取得者増強に努めています。

6. 地域貢献情報

JA 八千代市は、八千代市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 JA の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 JA では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 JA は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

令和元年度の地域密着型金融の取り組み状況について取りまとめましたので、ご報告いたします。

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高 60,650,540 千円

(2) 貯金商品

組合員・地域の皆さまのニーズにお応えするため、一般的な貯金商品の他、特別金利キャンペーン定期貯金や公的年金を当 JA でお受け取りの方を対象とした特別金利定期貯金等をご利用いただいております。

2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高	29,615,075 千円
組合員等	26,877,353 千円
地方公共団体等	875,450 千円
その他	724,271 千円

(2) 制度融資取扱い状況

株式会社日本政策金融公庫の農業融資や国の教育ローン、住宅金融支援機構の取扱いもしております。

- ・農業近代化資金
- ・農業改良資金
- ・フラット35の取り次ぎ など

(3) 融資商品

組合員をはじめ、地域にお住まいの方々の暮らしや農業の発展、地域経済の向上に寄与できるよう、様々な融資商品をご用意しております。

- ・住宅ローン、無担保住宅借換ローン、リフォームローン
- ・アグリマイティー資金、JA 農機ハウスローン
- ・マイカーローン、教育ローン等の目的型ローン及びフリーローン ほか

3. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

●学校給食への地元農産物供給及び食育活動

市内の生産者から集荷した地元の農産物を学校給食へ供給しています。

また、生産者自らが小学校へ出向き、食べるまでにこの農産物が誰によってどのように育てられて運ばれているかなどを説明します。これにより、おいしい野菜を作ろうと努力している生産者の取り組みや、食べ物を粗末にはいけないなどの食育活動を行政等と協力し行っています。

●各種農業関連イベントや地域行事への参加及び協賛・後援

市内農業・農産物のPRや、消費者と交流を図るため、市内外で開催されるさまざまなイベント等に参加しています。生産者自らが自分で作った農産物の直売や、地場農産物を使った食べ物の販売をしています。

また、八千代市活性化への貢献という意味から市内で開催されるさまざまなイベントへの協賛、後援などの形で支援を行っています。

●オリンピックを目指す地元大学女子水球部に農産物贈呈

JA八千代市は2019年9月に秀明大学の女子水球部へ梨(豊水)30kgと新米(コシヒカリ)120kg、同JA人参会オリジナル「やっち和風ドレッシング」2ケース(40本)を贈呈しました。

同大学女子水球部は日本代表選手を6名輩出する強豪チームで、監督は2015年～2017年の女子水球日本代表監督も務めたことがあり、オリンピック選手輩出も期待されています。同JAでは地元八千代市で日々練習に励み、寮生活をしているアスリートたちに旬の梨や新米などを味わってもらうことで今後の活力にし、オリンピックでの活躍に期待を込めて、農産物を贈呈しました。

藤代組合長は「オリンピックを目指し、頑張っているアスリートたちを地元の農産物で支えられたら嬉しく思う。旬の農産物でますます力をつけ、是非活躍して欲しい」と語りました。



▲秀明大学女子水球部員に農産物を贈呈する藤代組合長



▲目指せオリンピック！八千代市産の農産物で応援

●税務・法律・年金相談会及び税務確定申告のとりまとめ

組合員・利用者へのサービスの一環として、毎週火曜日に顧問税理士による税務相談会や、毎月、第1・3水曜日に弁護士による法律相談会を行っています。また、毎年2月頃の確定申告のとりまとめ、年金相談会も行っています。

●街頭交通遺児募金活動等のボランティア活動

交通遺児の救済や交通安全思想の普及・啓蒙活動として、「JA 共済交通遺児育英資金募金運動」に取り組んでいます。令和元年度は9月24日から1か月間、店舗窓口へ募金箱を設置し実施しました。お預かりした募金は、JA 共済連千葉を通じて千葉県交通安全対策推進委員会へ贈り、交通遺児援護世帯を激励する見舞金や勉学奨励金などに役立てられています。

●人間ドック・定期健康診断等の開催

毎年、当 JA 管内の組合員向けに健康診断を行っています。また、巡回人間ドックでは共済億友会会員への助成など、健康診断受診促進に取り組んでいます。

●低料金による会議室貸出

農業関係をはじめとする団体の研修会等で、会議室を貸出しています。

(2)利用者ネットワーク化への取り組み

●年金友の会

当 JA で公的年金の受取口座を指定していただいている方に年金友の会への加入促進を図っています。年金友の会では、年3回のグラウンドゴルフ大会参加無料、親睦旅行優待、定期貯金の金利上乘せなどの特典を付けています。

●共済億友会（親睦旅行、人間ドック等）

共済億友会では、親睦旅行や巡回人間ドックの助成を行っています。人間ドックの助成により、利用者の健康促進を図っています。

●JA 祭り等の開催による生産者と消費者の交流

毎年開催している JA 祭りを通して、消費者に生産者・JA の取り組みを知ってもらい、また足を運んでいただけるよう、直売所のリピーター獲得・拡大のための取り組みを行っています。

(3)情報提供活動

●機関誌の発行

組合員・地域・JA をつなぐコミュニケーションツールとして、組合員向け広報誌「グリーン」を年4回、地域コミュニティー紙「JAN²（じゃんじゃん）」を年2回発行しています。



グリーン



JAN²（じゃんじゃん）

7. リスク管理の状況

●リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことであります。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

* ALM 委員会: 組合長、専務理事、常務理事、参事、監査室長、総務部長、金融部長、総務課長、企画管理課長等で構成する。組合長・担当理事が招集し、原則四半期に一回開催する。(必要に応じて随時開催)

●法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

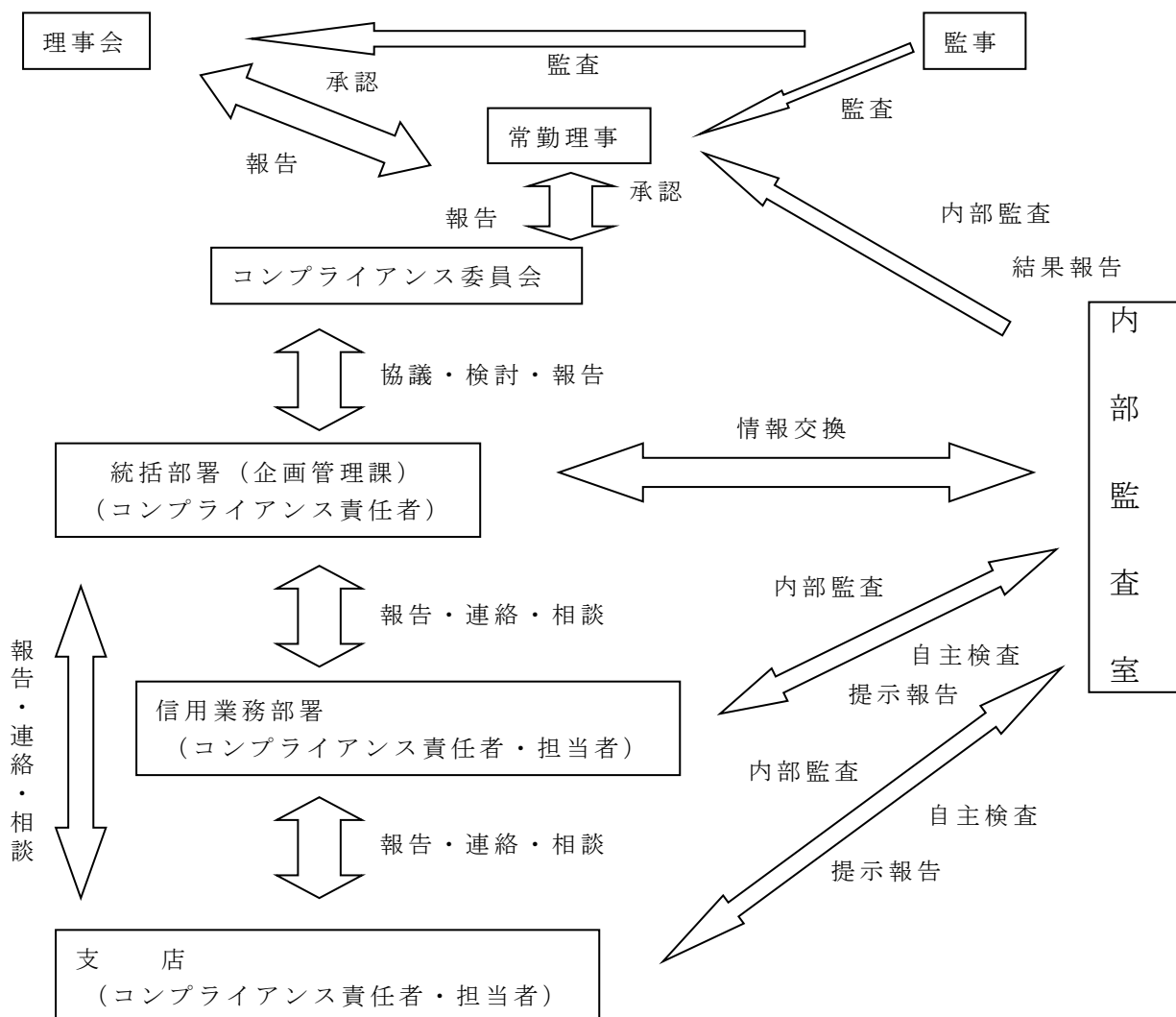
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

《コンプライアンス態勢イメージ》



●金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口(月～金 8 時 30 分～17 時 金融機関の休業日を除く)

金融課(電話:047-459-8124)

共済課(電話:047-459-8120)

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)

①の窓口または JA バンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険 ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

●内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 JA は、事業を行うにつきまして、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当 JA は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当 JA の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

当 JA は、反社会勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当 JA は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当 JA は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(取引時確認)

当 JA は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

当 JA は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

●金融商品の勧誘方針

当 JA は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるように努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

●個人情報保護方針

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 2 条第 4 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当 JA は、匿名加工情報(保護法第 2 条第 9 項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当 JA は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当 JA は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

●情報セキュリティ基本方針

当 JA は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、JA 内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 JA の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当 JA は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当 JA は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当 JA は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、JA 全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当 JA は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当 JA は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●利益相反管理方針

当 JA は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 JA の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当 JA の間の利益が相反する類型

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当 JA の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

(1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

(2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 JA は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当 JA が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 JA で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 JA は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 JA 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 JA 等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 JA は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和元年 12 月末における自己資本比率は、12.31%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の出資金によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	八千代市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	752 百万円(前年度 758 百万円)

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適切なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、24 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

令和元年度末の出資金額は、対前年度比 6 百万円減の 752 百万円となっています。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

□ 営農・生活・相談事業

当JAでは、誰でも気軽に利用できるサービスを事業の一環として行っています。
組合員の営農・生活指導はもとより、法律・税務相談や土地の有効利用等の資産管理相談、健康相談等の総合機能により、暮らしの全般にわたってサポートしています。

□ 経済事業

経済事業は、農家から消費者へ新鮮な農産物を安い価格で届ける「販売事業」と、生活に必要な物資を組織的にまとめて購入する「購買事業」の二つから成り立っており、消費者に幅広く優良商品を提供しています。

また、同様に農家に対して農業生産に必要な資材を提供しています。

農産物直売所「グリーンハウス」では、地場産の新鮮な野菜等を地域住民へ提供しています。本店の他に勝田台店舗のグリーンハウスも好評です。

□ 共済事業

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

□ 宅地等供給事業

組合員の委託により、組合員の所有する農地の売買、貸借の仲介、斡旋及び農地への施設の建設等を行っています。

□ 葬祭事業

組合員及び地域住民に対し、葬儀や法事等の仏事を安心して執り行えるように、相談やプラン設計、施行までを行っています。

□ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA 八千代市・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

組合員はもちろん、地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。
普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税、市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。また、地方公共団体などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

■為替業務

全国の JA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

■サービス・その他

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

貯 金

種 類	期 間	特 徴
総 合 口 座	定めなし	「受け取る、支払う、貯める、借りる」が1つの口座で全てOK。
普 通 貯 金	定めなし	公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取が可能。
スーパ一貯蓄貯金	定めなし	普通貯金同様な気軽さで有利に増やせ、額に応じて金利シフト
期日指定定期	最長3年据置 1年	一年経過後1ヶ月前までに好きな満期日を指定
スーパ一定期	1ヵ月以上 5年以下	期間1ヵ月から5年までビジョンに合わせて大きく確実にふやす定期貯金。
大口定期貯金	1ヵ月以上 5年以下	1,000万円以上
変動金利定期	1年・2年・3年	6ヵ月ごとに、金利情勢に応じて途中で金利が変動します。
定 期 積 金	6ヵ月以上 10年以下	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金。積み立て期間は自由に選べます。
当 座 貯 金	定めなし	手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上のお支払いや代金回収に最適。
納税準備貯金	入金は自由	税金納付の為の貯金でお引き出しは原則として納税時のみで、引き出しは非課税。
通 知 貯 金	据置7日	7日以上短期運用に最適です。預け入れ金額は5万円以上でお引き出しは2日前までに連絡要。
決 済 用 貯 金	定めなし	無利息、要求払い、決済サービス、貯金保険制度により全額保護されます。

《振込・送金手数料》

種別	利用区分		当 組 合		県内系統宛	県外系統宛	他金融機関宛	
			自店舗宛	他店舗宛				
振込 手数料	窓 口	電信扱い	3万円未満	無料	無料	220円	220円	550円
			3万円以上	無料	無料	440円	440円	770円
		文書扱い	3万円未満	—	—	220円	220円	440円
			3万円以上	—	—	440円	440円	660円
	ATM	キャッシュカード 扱い	3万円未満	無料	無料	110円	110円	220円
			3万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
	ネットバンク		3万円未満	無料	無料	110円	110円	220円
			3万円以上	無料	無料	220円	220円	440円
	アンサーサービス		利用手数料	1,100円				
	送金手数料	普通扱		440円	440円	440円	660円	660円

※ 定時定額振替手数料は、「窓口ご利用」の場合の「電信扱」と同額とします。

※ 現金、または千葉県内のJA以外のキャッシュカードによるお振込はできません。

《自動化機器取扱手数料①》

	顧 客 手 数 料					
	平 日			土 曜 日		日 曜 日 祝 日 12月31日
	8時45分 まで	8時45分以 降18時まで	18時以降	14時まで	14時以降	
自農協内	無料	無料	無料	無料	無料	無料
県内ネット	支払	無料	無料	無料	無料	無料
	受入	無料	無料	無料	無料	無料
全国ネット	支払	無料	無料	無料	無料	無料
	受入	無料	無料	無料	無料	無料
農漁協ネット	支払	無料	無料	無料	無料	無料
業態間提携	支払	220円	110円	220円	220円	220円
三菱UFJ銀行 提携	支払	110円	無料	110円	110円	110円
郵貯提携	支払	110円	110円	110円	110円	110円
	受入	110円	110円	110円	110円	110円

《自動化機器取扱手数料②》

	顧 客 手 数 料					
	平 日			土 曜 日		日 曜 日 祝 日
	8時以降8 時45分まで	8時45分以 降18時まで	18時以降 21時まで	9時以降14 時まで	14時以降 17時まで	
セブン銀行	支払	110円	無料	110円	無料	110円
	受入	110円	無料	110円	無料	110円
イーネットATM	支払	110円	無料	110円	無料	110円
	受入	110円	無料	110円	無料	110円
ローソンATM	支払	110円	無料	110円	無料	110円
	受入	110円	無料	110円	無料	110円

※ 当JAのATM稼働時間外は、お取引できません。

※ イーネットATMはファミリーマート・ポプラ等のコンビニエンスストアに設置されています。

※ コンビニエンスストア(ファミリーマート、ローソン等)の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等がございます。

《手形・小切手帳等代金》

当座小切手	1冊(50枚)	1,100円
約束手形	1冊(25枚)	990円
為替手形	1枚	22円
マル専手形	1枚	550円
	取扱手数料1契約	3,300円
手形・小切手至急の場合は324円加算します。		

《両替手数料》

紙幣・硬貨 の枚数	1枚~100枚	無料
	101枚~300枚	110円
	301枚~500枚	220円
	501枚~1000枚	330円
	1001枚~1000枚ごとに	330円加算

※持参した枚数と持帰る枚数のいずれが多い枚数を適用します。

※現金での貯金払出の際に金種を指定した場合にも適用します。

《代金取立手数料》

当組合本支店宛	440円
他金融機関宛(至急)	880円
他金融機関宛(普通)	660円

《発行・再発行手数料》

	発行	再発行	備考
各種通帳	無料	550円	
磁気キャッシュカード	無料	550円	
ICキャッシュカード	無料	1,100円	更新発行時再発行手数料(H.22.1.4から無料)
JAカード一体型	無料	1,100円	
各種証明書・取引履歴明細1口座につき	220円	—	随時発行分
	220円	—	継続発行分

※一体型から単体型への分離は、再発行扱とします。但し、更新時等における審査上の理由等、お客様都合以外のカードの切替は無料です。

《貸金庫手数料》

年間使用料	6,600円
-------	--------

《その他手数料》

送金・振込の組戻料	880円
不渡手形返却料	880円
取立手形組戻料	880円
国債窓販口座管理手数料	無料

融 資

種 類		期 間	融資金額	特 徴
農業 資金	一般	資金用途により 1年～20年以内	担保価額範囲内	農業経営に必要な資金をご融資 ※基金協会保証融資のアグリマティー資金 は、1,800万円以上は有担保
	基金協会保証	資金用途により 6ヶ月～15年以内	アグリマティー資金 事業費の100%まで	
			農機ハウスローン 1,800万円以内	
制度資金	資金用途により 1年以上20年以内	政令等の定めによる		
住宅 資金	一般	建物の構造により 1年～35年以内	担保価額範囲内	個人住宅用地購入、住宅新築マンション 購入、中古住宅・中古マンション購入、他 行住宅ローンの借換資金 無担保住宅借換、リフォームローン
	基金協会保証	建物の構造・資金使 途により	10万円以上 5,000万円以内	
	民間保証		6ヶ月以上35年以内	
賃貸 住宅 資金	一般	建物の構造により 1年以上35年以内	担保価額範囲内	賃貸住宅の取得、新築改築、他行賃貸 住宅資金の借換資金
	基金協会保証	建物の構造により 1年以上30年以内	10億円未満	
事業資金一般		資金用途により 1年以上～35年以内	担保価額範囲内	事業に必要な運転・設備資金
生活 関連 資金	一般	資金用途により 1年～20年以内	担保価額範囲内	マイカー購入、教育資金、家具購入、納 税資金等
	基金協会保証	資金用途により 6ヶ月～13.5年以内	500万円以内	
	民間保証	資金用途により 6ヶ月以上15年以内	500万円以内又は 1,000万円以内	マイカー購入、教育資金、家具購入、納 税資金等
カードローン		—	50万、100万、200万、300万円	
貯金担保		手形式1年以内 証書式10年以内	担保価額範囲内	当JA定期貯金・定期積金を担保にご融 資
共済担保		手形式1年以内	積立金貸付可能額	当JA共済契約の積立金貸付可能額を担 保にご融資

(2) 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との 2 重のセーフティネットで守られています。

◇「JA バンクシステム」の仕組み

JA バンクは、全国の JA・信連・農林中央金庫(JA バンク会員)で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JA バンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JA バンクシステム」を運営しています。

「JA バンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を 2 つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法(農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)に基づき、「JA バンク基本方針」を定め、JA の経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しい JA バンク独自の自主ルール基準(達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など)を設定しています。

また、JA バンク全体で個々の JA の経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

10. 経営資料

I 決算の状況

1. 貸借対照表(2事業年度分)

(単位:千円)

資産の部	平成30年度	令和元年度	負債の部	平成30年度	令和元年度
1. 信用事業資産	62,276,892	62,368,955	1. 信用事業負債	60,487,891	61,065,896
(1) 現金	374,050	374,670	(1) 貯金	59,892,600	60,650,540
(2) 預金	31,501,407	30,886,763	(2) 譲渡性貯金	—	—
系統預金	31,484,482	30,862,152	(3) 借入金	—	—
系統外預金	16,925	24,611	(4) その他の信用事業負債	595,290	415,356
(3) 買入金銭債権	—	—	未払費用	31,802	22,977
(4) 金銭の信託	—	—	その他の負債	563,488	392,378
(5) 有価証券	2,174,529	1,365,690	(5) 債務保証	—	—
国債	14,999	—	2. 共済事業負債	134,731	107,241
地方債	823,720	—	(1) 共済借入金	1,628	—
政府保証債	1,335,810	1,365,690	(2) 共済資金	82,519	107,241
(6) 貸出金	28,166,693	29,615,075	(3) 共済未払利息	35	—
(7) その他の信用事業資産	202,226	201,978	(4) 共済未払費用	—	—
未収収益	185,296	191,759	(5) 未経過共済付加収入	50,534	50,953
その他の資産	16,929	10,218	(6) その他の共済事業負債	13	4
(8) 債務保証見返	—	—	3. 経済事業負債	84,577	75,305
(9) 貸倒引当金(控除)	△142,013	△75,223	(1) 支払手形	—	—
2. 共済事業資産	5,085	6,728	(2) 経済事業未払金	54,202	39,592
(1) 共済貸付金	1,628	—	(3) 経済受託債務	—	—
(2) 共済未収利息	35	—	(4) その他の経済事業負債	30,374	35,713
(3) 共済未収収益	3,421	6,728	4. 雑負債	245,389	271,636
(4) その他の共済事業資産	—	—	(1) 未払法人税等	29,285	30,098
3. 経済事業資産	164,877	346,053	(2) リース債務	—	—
(1) 受取手形	—	—	(3) 資産除去債務	1,691	1,708
(2) 経済事業未収金	64,243	57,581	(4) その他の負債	214,411	239,829
(3) 経済受託債権	11,240	—	5. 諸引当金	183,173	176,371
(4) 棚卸資産	82,187	281,086	(1) 賞与引当金	8,142	8,219
購買品	41,736	34,899	(2) 退職給付引当金	138,236	126,687
販売品	38,111	38,428	(3) 役員退職慰労引当金	36,795	41,465
印紙・証紙	1,170	1,149	6. 繰延税金負債	1,177	5,836
宅地等	—	205,862	7. 再評価に係る繰延税金負債	95,114	95,079
その他の棚卸資産	1,169	746	負債の部合計	61,232,054	61,848,327
(5) その他の経済事業資産	7,389	7,455	純資産の部		
(6) 貸倒引当金(控除)	△183	△69	1. 組合員資本	3,886,496	3,965,223
4. 雑資産	251,980	376,047	(1) 出資金	758,403	752,420
5. 固定資産	1,142,896	1,147,447	(うち後配出資金)		
(1) 有形固定資産	1,136,335	1,142,771	(2) 利益剰余金	3,130,159	3,218,030
建物	1,321,020	1,326,560	利益準備金	1,064,500	1,114,500
機械装置	72,557	73,537	その他利益剰余金	2,065,659	2,103,530
土地	710,094	739,494	特別積立金	1,744,512	1,754,512
その他の有形固定資産	251,641	259,927	大規模修繕積立金	15,000	20,000
減価償却累計額(控除)	△1,218,977	△1,256,748	経営基盤安定化積立金	80,000	100,000
(2) 無形固定資産	6,560	4,676	当期末処分剰余金	226,146	229,017
その他の無形固定資産	6,560	4,676	(うち当期剰余金)	(83,784)	(102,985)
6. 外部出資	1,620,562	1,916,562	(3) 処分未済持分	△2,066	△5,227
(1) 外部出資	1,620,562	1,916,562	2. 評価・換算差額等	343,744	348,243
系統出資	1,551,112	1,847,112	(1) その他有価証券評価差額金	114,838	119,303
系統外出資	69,450	69,450	(2) 土地再評価差額金	228,905	228,939
7. 繰延税金資産	—	—	純資産の部合計	4,230,240	4,313,466
8. 再評価に係る繰延税金資産	—	—	負債及び純資産の部合計	65,462,295	66,161,794
9. 繰延資産	—	—			
資産の部合計	65,462,295	66,161,794			

2. 損益計算書(2事業年度分)

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度	科 目	平成30年度	令和元年度
1. 事業総利益	930,230	956,235	(11)加工事業収益	—	—
事業収益	—	1,541,197	(12)加工事業収益	—	—
事業費用	—	584,961	加工事業総利益	—	—
(1)信用事業収益	611,255	598,101	(13)利用事業収益	—	—
資金運用収益	560,461	555,381	(14)利用事業費用	—	—
(うち預金利息)	(175,686)	(194,879)	利用事業総利益	—	—
(うち有価証券利息)	(20,191)	(14,831)	(15)宅地等供給事業収益	84,512	116,336
(うち貸出金利息)	(344,368)	(332,317)	(16)宅地等供給事業費用	8,032	34,595
(うちその他受入利息)	(20,214)	(13,353)	宅地等供給事業総利益	76,479	81,741
役員取引等収益	12,216	12,189	(17)その他事業収益	1,855	2,800
その他事業直接収益	35,562	25,266	(18)その他事業費用	162	238
その他経常収益	3,015	5,264	その他事業総利益	1,693	2,561
(2)信用事業費用	59,346	21,981	(19)指導事業収入	1,589	1,367
資金調達費用	33,739	25,738	(20)指導事業支出	17,369	16,039
(うち貯金利息)	(28,698)	(20,984)	指導事業収支差額	△15,780	△14,671
(うち給付補てん備金繰入)	(1,924)	(1,254)	2. 事業管理費	841,600	864,515
(うち譲渡性貯金利息)	—	—	(1)人件費	631,459	642,435
(うち借入金利息)	—	—	(2)業務費	64,980	76,331
(うちその他支払利息)	(3,116)	(3,499)	(3)諸税負担金	31,875	30,009
役員取引等費用	3,844	3,902	(4)施設費	111,539	111,244
その他事業直接費用	—	—	(5)その他事業管理費	1,745	4,493
その他経常費用	21,762	△7,659	事業利益	88,629	91,720
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	3. 事業外収益	35,379	52,973
(うち貸倒引当金戻入益)	(△17,158)	(△44,706)	(1)受取雑利息	1,269	1,894
(うち貸出金償却)	—	—	(2)受取出資配当金	10,141	28,067
信用事業総利益	551,909	576,120	(3)賃貸料	20,099	20,294
(3)共済事業収益	230,980	227,698	(4)貸倒引当金戻入益	—	—
共済付加収入	214,099	208,585	(5)償却債権取立益	—	—
共済貸付金利息	82	4	(6)雑収入	3,868	2,716
その他の収益	16,796	19,108	4. 事業外費用	4,282	2,993
(4)共済事業費用	12,804	10,875	(1)支払雑利息	1,588	1,546
共済借入金利息	82	4	(2)貸倒引当金戻入益	—	△710
共済推進費	5,311	5,210	(3)貸倒引当金繰入額	148	—
共済保全費	—	—	(4)寄付金	390	40
その他の費用	7,410	5,660	(5)減価償却費(事業外)	584	548
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	(6)雑損失	1,570	1,569
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—	経常利益	119,726	141,700
(うち貸出金償却)	—	—	5. 特別利益	377	195
共済事業総利益	218,175	216,823	(1)固定資産処分益	377	195
(5)購買事業収益	449,948	450,796	(2)一般補助金	—	—
購買品供給高	433,268	436,320	(3)その他の特別利益	—	—
購買手数料	—	—	6. 特別損失	—	—
修理サービス料	9,344	7,955	(1)固定資産処分損	—	—
その他の収益	7,335	6,520	(2)固定資産圧縮損	—	—
(6)購買事業費用	389,968	390,382	(3)減損損失	—	—
購買品供給原価	379,869	383,716	(4)その他の特別損失	—	—
購買品供給費	2,850	—	税引前当期利益	120,104	141,895
修理サービス費	—	—	7. 法人税、住民税及び事業税	31,356	35,935
その他の費用	7,249	6,665	8. 法人税等調整額	4,963	2,974
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—	法人税等合計	36,320	38,910
(うち貸倒引当金戻入益)	(69)	(△113)	当期剰余金	83,784	102,985
(うち貸倒損失)	—	—	当期首繰越剰余金	142,362	126,031
購買事業総利益	59,979	60,414			
(7)販売事業収益	192,318	196,715			
販売品販売高	160,095	168,330			
販売手数料	26,890	24,329			
その他の収益	5,333	4,055			
(8)販売事業費用	153,539	162,453			
販売品販売原価	138,272	151,459			
販売費	—	—			
その他の費用	15,267	10,993			
(うち貸倒引当金繰入額)	—	—			
(うち貸倒引当金戻入益)	—	—			
(うち貸倒損失)	—	—			
販売事業総利益	38,779	34,262			
(9)保管事業収益	339	106			
(10)保管事業費用	1,345	1,121			
保管業総損失	1,006	1,015			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
	(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)	(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	120,104	141,895
減価償却費	48,749	42,647
減損損失	0	0
貸倒引当金の増加額	△35,964	△67,615
賞与引当金の増加額	208	77
退職給付引当金の増加額	△7,614	△6,879
その他引当金等の増加額	0	0
信用事業資金運用収益	△560,461	△555,381
信用事業資金調達費用	33,739	25,738
共済貸付金利息	△82	△4
共済借入金利息	82	4
受取雑利息及び受取出資配当金	△11,412	△29,962
支払雑利息	1,588	1,546
有価証券関係損益	△35,562	△25,266
固定資産売却損益	△377	△195
外部出資関係損益	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	115,672	△1,448,382
預金の純増減	△363,202	622,329
貯金の純増減	278,733	757,939
信用事業借入金の純増減	0	0
その他信用事業資産の増減	△1,428	6,710
その他信用事業負債の増減	37,265	△170,961
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	7,872	1,628
共済借入金の純増減	△7,872	△1,628
共済資金の純増減	23,052	24,722
その他共済事業資産の増減	1,389	△3,306
その他共済事業負債の増減	△579	410
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	3,165	6,662
経済受託債権の純増減	△11,240	11,240
棚卸資産の純増減	48,619	△198,898
支払手形及び経済事業未払金の純増減	4,696	△14,610
経済受託債務の純増減	0	0
その他経済事業資産の増減	△10	△9
その他経済事業負債の増減	313	△124
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	△44,066	△123,412
その他負債の増減	△12,022	30,897
未払消費税の増減額	0	0
信用事業資金運用による収入	554,221	548,720
信用事業資金調達による支出	△61,210	△34,513
共済貸付金利息による収入	161	40
共済借入金利息による支出	△161	40
事業分量配当金の支払額	0	0
小 計	126,368	△457,981

科 目	平成30年度	令和元年度
	(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日)	(自 平成31年 1月 1日 至 令和元年12月31日)
雑利息及び出資配当金の受取額	11,412	29,962
雑利息の支払額	△1,588	△1,546
法人税等の支払額	△31,794	△35,122
事業活動によるキャッシュ・フロー	104,397	△464,688
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△858,672	△329,847
有価証券の売却による収入	924,288	1,163,952
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
固定資産の取得による支出	△71,640	△49,397
固定資産の売却による収入	7,879	2,395
補助金の受入による収入	0	0
外部出資による支出	0	△296,000
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,856	491,103
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	0	1,590
出資の払戻しによる支出	△7,238	△7,573
回転出資金の受入による収入	0	0
回転出資金の払戻しによる支出	0	0
持分の取得による支出	△1,868	△5,227
持分の譲渡による収入	1,189	2,066
出資配当金の支払額	△15,115	△14,914
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23,032	△24,058
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△1,679,611	635,976
6 現金及び現金同等物の期首残高	4,454,858	2,775,246
7 現金及び現金同等物の期末残高	2,775,247	3,411,223

4. 注記表

平成 30 年度注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券:償却原価法(定額法)

(2) その他有価証券

①時価のあるもの:期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの:移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品……………移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

販売品……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

宅地等(販売用不動産)……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

印紙・証紙……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、総務部等が査定結果を検証・集計の上、監査室で監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 貸借対照表に関する注記

1 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、建物 72,739 千円です。

2 担保に供している資産

定期預金 1,500,000 千円を為替決算の担保に、定期預金 5,900,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。また、10年国債の満期保有の 14,999 千円は、宅地建物取引業営業保証金として供託しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 1,074,445 千円

理事、監事に対する金銭債務の総額はありません。

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は 742,918 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 742,918 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税

金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成 11 年 12 月 31 日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 241,471 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整、また、同施行令第 2 条第 5 号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を行って算出しました。

Ⅲ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、31%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が198,903千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算していません。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	31,501,407	31,497,342	Δ 4,065
有価証券			
満期保有目的の債券	14,999	15,213	213
その他有価証券	2,159,530	2,159,530	—
貸出金(*1)	28,381,995		
貸倒引当金(*2)	Δ 142,724		
貸倒引当金控除後	28,239,271	28,946,541	707,270
資産計	61,915,208	62,618,626	703,418
貯金	59,892,600	59,919,016	26,415
負債計	59,892,600	59,919,016	26,415

(*1)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金215,302千円を含めています。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券及び外部出資

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	31,501,407	—	—	—	—	—
有価証券 満期保有目的の 債券	15,000	—	—	—	—	—
その他有価証券 のうち満期がある もの	—	—	—	—	—	2,000,000
貸出金(*1,2)	2,185,339	1,671,581	1,643,788	1,599,026	1,504,139	19,473,303
合計	33,701,746	1,671,581	1,643,788	1,599,026	1,504,139	21,473,303

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 46,256 千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 89,514 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	50,065,559	3,444,097	6,176,607	93,784	90,196	22,355
合計	50,065,559	3,444,097	6,176,607	93,784	90,196	22,355

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

IV 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	14,999	15,213	213
	小計	14,999	15,213	213
合計		14,999	15,213	213

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	国債	—	—	—
	地方債	324,870	299,936	24,933
	政府保証債	1,335,810	1,200,822	134,987
	小計	1,660,680	1,500,759	159,920
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	—	—	—
	地方債	498,850	500,000	△ 1,150
	政府保証債	—	—	—
	小計	498,850	500,000	△ 1,150
合計		2,159,530	2,000,759	158,770

なお、上記差額に繰延税金負債 43,931 千円を差し引いた金額 114,838 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	505,000	21,124	—
地方債	200,000	14,438	—
合計	705,000	35,562	—

4 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

5 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

V 退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	150,520 千円
退職給付費用	32,201 千円
退職給付の支払額	△19,180 千円
特定退職金共済制度への拠出額	△7,345 千円
確定給付型年金制度への拠出金	<u>△17,959 千円</u>
期末における退職給付引当金	138,236 千円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	425,768 千円
特定退職金共済制度	△7,366 千円
確定給付型年金制度	<u>△280,165 千円</u>
未積立退職給付債務	<u>138,236 千円</u>
退職給付引当金	138,236 千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	32,201 千円
----------------	-----------

(2)特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,931 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 30 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 89,259 千円となっています。

VI 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,360 千円
退職給付引当金	38,248 千円
役員退職慰労引当金	10,181 千円
未払事業税	1,914 千円
賞与引当金	2,252 千円
未収貸付利息	177 千円
減損損失	185 千円
資産除去債務	468 千円

減価償却	79 千円
未払費用否認額	323 千円
繰延税金資産小計	61,187 千円
評価性引当額	<u>△18,371 千円</u>
繰延税金資産合計(A)	42,816 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△43,931 千円
資産除去債務(固定資産)	<u>△62 千円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△43,994 千円</u>
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,177 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	2.41%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	<u>△1.17%</u>
住民税均等割等	0.44%
評価性引当額の増減	0.40%
その他	<u>0.49%</u>
税効果会計適用後の法人税の負担率	30.24%

VII その他の注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の野菜集出荷場に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は20年、割引率は1.0%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,674 千円
時の経過による調整額	<u>16 千円</u>
期末残高	1,691 千円

令和元年度注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ①時価のあるもの:期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ②時価のないもの:移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 …………… 移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
販売品 …………… 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
宅地等(販売用不動産) …………… 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)
印紙・証紙 …………… 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、総務部等が査定結果を検証・集計の上、監査室で監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 表示方法の変更に関する注記

1 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

III 貸借対照表に関する注記

1 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、建物 72,739 千円です。

2 担保に供している資産

定期預金 1,500,000 千円を為替決算の担保に、定期預金 6,000,000 千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。また、金銭供託の 15,000 千円は、宅地建物取引業営業保証金として供託しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、監事に対する金銭債権の総額 1,201,138 千円
理事、監事に対する金銭債務の総額はありません。

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は 1,104,843 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,104,843 千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年12月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
259,319千円
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整、また、同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を行って算出しました。

IV 損益計算書に関する注記

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、30%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 1.0% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 546,657 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載していません。

(単位：千

円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	30,886,763	30,886,284	△ 479
有価証券			
その他有価証券	1,365,690	1,365,690	—
貸出金(*1)	29,881,943		
貸倒引当金(*2)	△ 75,223		
貸倒引当金控除後	29,806,720	30,441,555	634,835
経済事業未収金	57,581		
貸倒引当金(*3)	△ 69		
貸倒引当金控除後	57,512	57,512	—
資産計	62,116,686	62,751,042	634,355
貯金	60,650,540	60,676,487	25,947
経済事業未払金	39,592	39,592	—
負債計	60,690,132	60,716,079	25,947

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 266,867 千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価格から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	1,916,562
合計	1,916,562

(*1)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	30,886,763	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券 のうち満期がある もの	—	—	—	—	—	1,200,000
貸出金(*1,2)	2,218,340	1,756,520	1,712,781	1,617,772	1,522,233	20,728,962
経済事業未収金(*3)	57,581	—	—	—	—	—
合計	33,162,685	1,756,520	1,712,781	1,617,772	1,522,233	21,928,962

(*1)貸出金のうち、当座貸越 48,750 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金 1,138,000 千円については「5年超」に含めています。

(*2)貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 58,464 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3)経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。

(5) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	49,752,727	5,606,612	5,093,981	153,508	42,300	1,410
合計	49,752,727	5,606,612	5,093,981	153,508	42,300	1,410

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債券			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	政府保証債	1,365,690	1,200,769	164,920
	小計	1,365,690	1,200,769	164,920
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債券			
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,365,690	1,200,769	164,920

なお、上記差額に繰延税金負債 45,617 千円を差し引いた金額 119,303 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

	売却額	売却益	売却損
債券			
国債	—	—	—
地方債	800,000	25,266	—
合計	800,000	25,266	—

3 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券はありません。

4 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

VII 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	138,236 千円
退職給付費用	27,781 千円
退職給付の支払額	△13,564 千円
特定退職金共済制度への拠出額	△7,471 千円
確定給付型年金制度への拠出金	△18,293 千円
期末における退職給付引当金	126,687 千円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	415,207 千円
特定退職金共済制度	△13,690 千円
確定給付型年金制度	△274,829 千円
未積立退職給付債務	126,687 千円
退職給付引当金	126,687 千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	27,781 千円
----------------	-----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,905 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 31 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 82,712 千円となっています。

VIII 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,083 千円
退職給付引当金	35,042 千円
役員退職慰労引当金	11,469 千円
未払事業税	2,191 千円
賞与引当金	2,274 千円
未収貸付利息	219 千円
減損損失	174 千円
資産除去債務	473 千円
未払費用	326 千円
繰延税金資産小計	58,251 千円
評価性引当額	△18,418 千円
繰延税金資産合計(A)	39,833 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△45,617 千円
資産除去債務(固定資産)	△52 千円
繰延税金負債合計(B)	△45,669 千円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△5,836 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率 (調整)	27.66%
交際費等永久に損金算入されない項目	1.91%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.74%
住民税均等割等	0.37%
評価性引当額の増減	0.04%
その他	<u>0.17%</u>
税効果会計適用後の法人税の負担率	27.42%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「特別法人事業税及び特別法人事業譲渡税に関する法律」が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.67%から27.66%に変更されました。その結果、繰延税金資産が14千円、再評価に係る繰延税金負債が34千円、法人税等調整額が14千円それぞれ減少し、土地再評価差額金が34千円、その他有価証券評価差額金が16千円それぞれ増加しています。

IX その他の注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の野菜集出荷場に使用されている有害物質を除去する義務に関して資産除去債務を計上していません。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込み期間は20年、割引率は1.0%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,691千円
時の経過による調整額	<u>16千円</u>
期末残高	1,708千円

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
1 当期末処分剰余金	226,146	229,017
計	226,146	229,017
2 剰余金処分額	100,114	79,914
(1) 利益準備金	50,000	50,000
(2) 任意積立金	35,000	15,000
大規模修繕積立金	5,000	5,000
経営基盤安定化積立金	20,000	—
特別積立金	10,000	10,000
(うち宅地等事業積立金)	(0)	(6,069)
(3) 出資配当金	15,114	14,914
3. 次期繰越剰余金	126,031	149,102

(注)1. 出資金に対する配当金の割合は、次のとおりです。

平成30年度 2.0% 令和元年度 2.0%

ただし年度内の増資及び新規加入については日割り計算をする。

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等の明細は次のとおりです。

種類	積立目的	積立基準	積立目標額	取崩基準	令和元年 12月末残高
大規模修繕 積立金	大型修繕費に備 えるため	毎年剰余金から 5,000千円を積立	30,000千円	30,000千円を超え る修繕費を支出し たとき	20,000千円
経営基盤安定化 積立金	経営リスク及びそ の他財務基盤に 係る臨時損失の 発生に備えるた め	毎年剰余金から 20,000千円を積立	100,000千円	経営を安定化させ る必要な事象が発 生するに至ったと き	100,000千円

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるため、下記の繰越額が含まれています。

平成30年度 5,000千円 令和元年度 6,000千円

6. 部門別損益計算書
(平成30年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,572,800	611,255	230,980	534,073	194,903	1,589	
事業費用 ②	642,569	59,346	12,804	441,530	111,520	17,369	
事業総利益 ③ (①-②)	930,230	551,909	218,175	92,543	83,383	△ 15,780	
事業管理費 ④ (うち減価償却費 ⑤) (うち人件費 ⑤')	841,600 (48,749) (631,459)	450,888 (22,846) (315,641)	120,991 (4,732) (100,388)	163,936 (12,492) (130,280)	78,647 (3,552) (65,899)	27,138 (5,127) (19,252)	
※うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費 ⑦) (うち人件費 ⑦')		140,419 (8,095) (73,866)	34,338 (1,980) (18,063)	37,888 (2,184) (19,931)	18,263 (1,053) (9,607)	6,167 (356) (3,244)	△ 237,075 (△ 13,668) (△ 124,712)
事業利益 ⑧ (③-④)	88,629	101,021	97,184	△ 71,394	4,736	△ 42,918	
事業外収益 ⑨	35,379	20,904	4,801	5,299	3,513	862	
※うち共通分 ⑩		19,634	4,801	5,299	2,554	862	△ 33,149
事業外費用 ⑪	4,282	3,243	368	408	196	66	
※うち共通分 ⑫		1,506	368	408	196	66	△ 2,543
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	119,726	118,682	101,617	△ 66,504	8,053	△ 42,122	
特別利益 ⑭	377	224	55	60	29	10	
※うち共通分 ⑮		224	55	60	29	10	△ 378
特別損失 ⑯	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	120,104	118,906	101,671	△ 66,443	8,082	△ 42,112	
営農指導事業分配額 ⑲		18,601	6,962	8,377	8,173	△ 42,112	
営農指導事業分配後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	120,104	100,301	94,710	△ 74,820	△ 90		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	59.2%	14.5%	16.0%	7.7%	2.6%	100%
営農指導事業	44.2%	16.5%	19.9%	19.4%		100%

(令和元年度)

(単位:千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活 その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,593,923	598,101	227,698	554,193	212,561	1,367	
事業費用 ②	637,687	21,981	10,875	464,894	123,896	16,039	
事業総利益 ③ (①-②)	956,235	576,120	216,823	89,298	88,665	△ 14,671	
事業管理費 ④ (うち減価償却費 ⑤) (うち人件費 ⑤')	864,515 (42,647) (642,435)	415,213 (16,673) (308,851)	137,114 (4,345) (105,106)	240,834 (17,725) (157,253)	59,757 (2,441) (62,383)	11,594 (1,461) (8,841)	
※うち共通管理費 ⑥ (うち減価償却費 ⑦) (うち人件費 ⑦')		186,437 (13,249) (83,758)	57,627 (4,095) (25,889)	100,880 (7,169) (45,321)	19,455 (1,382) (8,740)	2,692 (191) (1,209)	△ 367,092 (△26,087) (△164,919)
事業利益 ⑧ (③-④)	91,720	160,906	79,708	△ 151,536	28,907	△ 26,266	
事業外収益 ⑨	52,973	26,913	8,312	14,552	2,806	388	
※うち共通分 ⑩		26,893	8,312	14,552	2,806	388	△ 52,953
事業外費用 ⑪	2,993	1,517	469	826	158	21	
※うち共通分 ⑫		1,517	469	821	158	21	△ 2,987
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	141,700	186,303	87,552	△ 137,811	31,555	△ 25,900	
特別利益 ⑭	195	37	35	123	0	0	
※うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	141,895	186,340	87,588	△ 137,687	31,555	△ 25,900	
営農指導事業分配額 ⑲		10,283	7,164	4,268	4,184	△ 25,900	
営農指導事業分配後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	141,895	176,057	80,423	△ 141,956	27,371		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活 その他事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	50.8%	15.7%	27.5%	5.3%	0.7%	100%
営農指導事業	39.7%	27.7%	16.4%	16.2%		100%

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 JA の平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 2 年 4 月 28 日
八千代市農業協同組合
代表理事組合長 藤代 清文

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円または、口、人、%)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益(事業収益)	1,732	1,598	1,606	1,572	1,541
信用事業収益	683	655	669	611	598
共済事業収益	209	223	243	230	227
購買事業収益	424	463	441	449	450
販売事業収益	153	155	177	192	196
その他事業収益	262	99	74	88	120
経常利益	202	146	133	119	141
当期剰余金	149	103	106	83	102
出資金 (出資口数)	762 (762,467)	766 (766,067)	765 (765,641)	758 (758,403)	752 (752,420)
純資産額	3,984	4,145	4,188	4,230	4,313
総資産額	60,953	63,731	65,135	65,462	66,161
貯金等残高	56,157	58,316	59,613	59,892	60,650
貸出金残高	30,542	29,389	28,282	28,166	29,615
有価証券残高	3,227	3,314	2,204	2,174	1,365
剰余金配当金額	15	15	15	15	14
出資配当額	15	15	15	15	14
事業利用分量配 当額	0	0	0	0	0
職員数	73人	78人	78人	78人	79人
単体自己資本比率	14.84%	14.29%	14.12%	13.89%	12.31%

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いは行っていません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」
(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	平成30年度	令和元年度	増減
資金運用収支	526	529	2
役務取引等収支	8	8	0
その他信用事業収支	18	38	20
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	551 (0.90)	576 (0.96)	24 (0.06)
事業粗利益 (事業粗利益率)	930 (1.42)	956 (1.46)	26 (0.04)

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	平成30年度			令和元年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	60,949	540	0.88%	60,707	542	0.89%
うち預金	31,147	175	0.56%	30,397	194	0.64%
うち有価証券	1,931	20	1.04%	1,335	14	1.11%
うち貸出金	27,871	344	1.23%	28,974	332	1.14%
資金調達勘定	59,239	31	0.05%	59,299	22	0.03%
うち貯金・定期積金	59,239	31	0.05%	59,299	22	0.03%
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
総資金利ざや	—	—	0.83%	—	—	0.85%

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回+経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	平成30年度増減額	令和元年度増減額
受 取 利 息	△ 30	2
うち預金	9	19
うち有価証券	△ 12	△ 5
うち貸出金	△ 27	△ 12
支 払 利 息	△ 7	△ 8
うち貯金・定期積金	△ 7	△ 8
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差引	△ 23	△ 7

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの貯金奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円, %)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
流動性貯金	20,023 (33.8%)	21,545 (36.3%)	1,521
定期性貯金	39,184 (66.1%)	37,721 (63.6%)	△1,462
その他の貯金	32 (0.1%)	33 (0.1%)	0
計	59,239 (100%)	59,299 (100%)	59
譲渡性貯金	—	—	—
合 計	59,239 (100%)	59,299 (100%)	59

(注)1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位:百万円, %)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
定期貯金	37,937 (100%)	36,770 (100%)	△1,166
うち固定金利定期	37,882 (99.9%)	36,715 (99.8%)	△1,167
うち変動金利定期	55 (0.1%)	55 (0.1%)	0

(注)1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
手形貸付	469	365	△104
証書貸付	27,351	28,559	1,207
当座貸越	50	49	0
割引手形	—	—	—
合 計	27,871	28,974	1,103

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円, %)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
固定金利貸出	20,302(72.1%)	20,855(70.4%)	552
変動金利貸出	7,863(27.9%)	8,758(29.6%)	895
合 計	28,166(100%)	29,615(100%)	1,448

(注)()内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	467	445	△22
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不動産	21,664	22,643	978
その他担保物	—	—	—
小 計	22,131	23,088	957
農業信用基金協会保証	5,623	5,928	304
その他保証	411	598	187
小 計	6,034	6,526	492
信 用	—	—	—
合 計	28,166	29,615	1,448

④ 債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	該当無し	該当無し	—
有価証券	該当無し	該当無し	—
動 産	該当無し	該当無し	—
不動産	該当無し	該当無し	—
その他担保物	該当無し	該当無し	—
小 計	該当無し	該当無し	—
信 用	該当無し	該当無し	—
合 計	該当無し	該当無し	—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円, %)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
設備資金	24,274(86.2%)	24,809(83.8%)	534
運転資金	3,892(13.8%)	4,805(16.2%)	913
合 計	28,166(100%)	29,615(100%)	1,448

(注)()内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
農業	8,688(30.8%)	8,765(29.5%)	76
林業	0(0.0%)	0(0.0%)	0
水産業	0(0.0%)	0(0.0%)	0
製造業	274(0.9%)	433(1.4%)	159
鉱業	40(0.1%)	38(0.1%)	△1
建設・不動産業	4,224(15.0%)	3,664(12.4%)	△559
電気・ガス・熱供給水道業	111(0.3%)	140(0.4%)	28
運輸・通信業	376(1.3%)	442(1.4%)	66
金融・保険業	718(2.5%)	1,298(4.3%)	580
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,354(4.8%)	1,714(5.8%)	360
地方公共団体	1,033(3.6%)	875(2.9%)	△158
その他	11,346(40.2%)	12,241(41.3%)	894
合 計	28,166(100%)	29,615(100%)	1,448

(注)()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
農業	274	266	△7
穀作	24	19	△4
野菜・園芸	64	64	0
果樹・樹園農業	21	22	0
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	53	43	△9
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	111	116	5
農業関連団体等	—	—	—
合計	274	266	△7

(注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農民生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
プロパー資金	154	151	△2
農業制度資金	120	115	△5
農業近代化資金	120	115	△5
その他制度資金	0	0	0
合計	274	266	△7

(注)1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成30年度	令和元年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	743	1,105	362
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	743	1,105	362

(注)1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	平成30年度					令和元年度				
	債権額	保全額				債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	63	24	—	39	63	34	18	—	15	34
危険債権	680	667	0	13	680	1,071	1,060	0	11	1,071
要管理債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	743	691	0	52	743	1,105	1,079	0	26	1,105
正常債権	27,458					28,533				
合計	28,201					29,638				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
(保全額が債権額を上回るのは千葉県独自の担保評価基準から全国基準に変更した際に生じた既引当額の戻入不可処理のよるもの)

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

<開示基準別の債権の分類・保全状況図>

		<自己査定債務者区分>			<金融再生法債権区分>			<リスク管理債権>		
対象債権	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信		信用事業以外の与信	信用事業総与信		信用事業以外の与信	
	貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権		
	破綻先			破産更正債権及びこれらに準ずる債権			破綻先債権			
	実質破綻先						延滞債権			
	破綻懸念先			危険債権						
要注意先	要管理先			要管理債権			3か月以上延滞債権			
	その他要注意先						貸出条件緩和債権			
	正常先			正常債権						

<p>●破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者</p> <p>●実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、今後経営破綻に陥ると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者</p> <p>●破綻懸念先 現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者</p> <p>●要管理先 要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者 i 3か月以上延滞債権 元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権 ii 貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権</p> <p>●その他の要注意先 要管理先以外の要注意先に属する債務者</p> <p>●正常先 業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者</p>	<p>●破産更正債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権</p> <p>●危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権</p> <p>●要管理債権 三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権</p> <p>●正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権</p>	<p>●破綻先債権 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金</p> <p>●延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金</p> <p>●3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）</p> <p>●貸出条件緩和債権 債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権を除く）</p>
---	--	---

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	92	91	—	92	91	91	49	—	91	49
個別貸倒引当金	86	52	19	67	52	52	26	22	29	26
合 計	178	143	19	160	143	143	75	22	121	75

⑫ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	—	—

(3)内国為替取扱実績

(単位:件、千円)

種 類		平成30年度		令和元年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	12,448	52,326	12,428	53,259
	金 額	12,050,953	18,489,984	11,537,690	18,185,605
代金取立為替	件 数	—	4	1	4
	金 額	—	492	4,337	1,076
雑 為 替	件 数	346	183	303	145
	金 額	45,375	11,579	60,189	19,122
合 計	件 数	12,831	52,513	12,825	53,679
	金 額	12,096,329	18,502,055	11,602,217	18,205,804

(4)有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
国 債	106	15	△ 90
地 方 債	765	120	△ 645
政府保証債	1,061	1,201	140
合 計	1,931	1,335	△ 596

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成30年度								
国 債	15	—	—	—	—	—	—	15
地 方 債	—	—	—	—	—	800	—	800
政府保証債	—	—	—	—	—	1,200	—	1,200
令和元年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	1,200	—	1,200

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:千円)

	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位:千円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時 価 差 額		貸借対照表計上額	時 価 差 額	
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	14,999	15,213	213	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小 計	14,999	15,213	213	—	—	—
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		14,999	15,213	213	—	—	—

[その他有価証券]

(単位:千円)

	種類	平成 30 年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの	債券						
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	324,870	299,936	24,933	—	—	—
	政府保証債	1,335,810	1,200,822	134,987	1,365,690	1,200,769	164,920
	小計	1,660,680	1,500,759	159,920	1,365,690	1,200,769	164,920
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	債券						
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	498,850	500,000	△1,150	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	小計	498,850	500,000	△1,150	—	—	—
合計		2,159,530	2,000,759	158,770	1,365,690	1,200,769	164,920

② 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	平成 30 年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	平成 30 年度					令和元年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:百万円)

	平成 30 年度					令和元年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位:万円)

種 類		平成30年度		令和元年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命 総合 共済	終身共済	90,582	2,761,455	57,741	2,656,453
	定期生命共済	—	15,850	4,000	19,850
	養老生命共済	21,880	1,595,907	21,150	1,397,488
	うちこども共済	14,670	488,920	92,600	441,330
	医療共済	1,200	82,150	500	80,050
	がん共済	—	2,850	—	2,750
	定期医療共済	—	56,740	—	55,440
	介護共済	14,406	61,341	97,930	67,352
	年金共済	—	—	—	—
	建物更生共済	2,007,409	9,565,658	1,641,277	9,746,681
合 計		2,135,477	14,141,953	1,734,461	14,026,065

(注)金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:万円)

種 類	平成30年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	26	533	40	568
がん共済	6	82	8	90
定期医療共済	—	100	—	95
合 計	32	715	48	753

(注)金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済の介護共済金額、生活障害共済の生活障害共済金額及び生活障害年金年額保有高

(単位:万円)

種 類	平成30年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	15,693	101,985	10,785	107,403
生活障害共済(一時金型)	3	300	1,000	1,300
生活障害共済(定期年金型)	9	910	960	1,870
合 計	15,705	103,195	12,745	110,573

(注)金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額です。

(4)年金共済の年金保有高

(単位:万円)

種 類	平成30年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	8,664	48,365	20,391	67,078
年金開始後	—	20,349	—	17,996
合 計	8,664	68,714	20,391	85,074

(注)金額は、年金年額(利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)を表示しています。

(5)短期共済新契約高

(単位:万円)

種 類	平成30年度		令和元年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	552,630	432	600,907	458
自動車共済		8,403		8,353
傷害共済	1,918,100	77	1,460,700	68
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠償責任共済		68		52
自賠責共済		590		562
合 計		9,570		9,494

(注)1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		平成30年度		令和元年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産 資材	肥 料	57,406	7,388	55,752	6,603
	農 薬	70,016	8,634	73,394	8,875
	飼 料	710	167	749	174
	農業機械	96,724	15,432	114,922	18,487
	自 動 車	—	—	—	—
	そ の 他	98,879	13,707	95,279	11,540
	小 計	323,735	45,328	340,096	45,679
生 活 物 資	食 米	7,280	2,032	6,569	1,808
	品 其他食品	44,677	1,725	43,260	4,658
	そ の 他	57,576	4,314	45,633	2,348
	小 計	109,533	8,071	96,224	6,925
合 計		433,268	53,399	436,320	52,604

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類	平成30年度		令和元年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	6,542	310	3,046	216
麦・豆・雑穀	886	10	484	12
野 菜	217,195	1,094	208,466	1,038
果 実	14,790	75	8,569	43
花き・花木	—	—	—	—
畜 産 物	—	—	—	—
農産物直売所 グリーンハウス	194,197	25,401	177,915	23,021
合 計	433,610	26,890	398,480	24,329

(3) 保管事業取扱実績

(単位:千円)

項 目		平成30年度	令和元年度
収 益	保 管 料	339	106
	荷 役 料	—	—
	そ の 他	—	—
	計	339	106
費 用	倉 庫 材 料 費	—	—
	倉 庫 労 務 費	—	—
	そ の 他 の 費 用	1,345	1,121
	計	△1,006	△1,015

(4) 指導事業取扱実績

(単位:件)

種 類	平成30年度	令和元年度
確定申告取りまとめ	837	816
税務相談	20	35
法律相談	17	27
土壌診断	212	213
梨害鳥駆除	4回	4回
水稻病虫害調査	3回(7,8月)	3回(7,8月)
水稻航空防除	1回	1回
農業新聞購読	139	139
家の光購読	103	100
廃プラスチック処理	2回(11.0トン)	2回(10.9トン)

(5) 資産管理事業取扱実績

(単位:千円)

種 類	平成30年度	令和元年度
賃貸住宅等取扱金額	1,137,647	1,038,665
個人住宅(累計)	82棟	88棟
テナント賃貸物件(累計)	62カ所	64カ所
賃貸住宅管理	570戸	570戸
駐車場管理	1,806台	1,806台
定期借地権管理	81区画	81区画

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	平成30年度	令和元年度	増減
総資産経常利益率	0.18%	0.22%	0.04 _増
資本経常利益率	2.96%	3.45%	0.49 _増
総資産当期純利益率	0.12%	0.16%	0.04 _増
資本当期純利益率	2.09%	2.51%	0.42 _増

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		平成30年度	令和元年度	増減
貯貸率	期末	47.03%	48.83%	1.80 _増
	期中平均	47.05%	48.86%	1.81 _増
貯証率	期末	3.63%	2.25%	△1.38 _減
	期中平均	3.26%	2.25%	△1.01 _減

(注) 1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

第55年度(令和元年12月31日現在)単体自己資本比率の状況

(単位:千円)

項 目	当期末	前期末	
			経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,950,308	3,871,381	
うち、出資金及び資本準備金の額	752,420	758,403	
うち、再評価積立金の額	0	0	
うち、利益剰余金の額	3,218,030	3,130,159	
うち、外部流出予定額(△)	14,914	15,114	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 5,227	△ 2,066	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	49,191	91,169	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	49,191	91,169	
うち、適格引当金コア資本算入額			
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	
うち、回転出資金の額	0	0	
うち、上記以外に該当するものの額	0	0	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	0	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	72,904	87,485	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,072,404	4,050,036	
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4,676	5,248	1,312
うち、のれんに係るものの額	0	0	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,676	5,248	1,312
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	0	0	0
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	0	0	0
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0
前払年金費用の額	0	0	0
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	0	0	0
特定項目に係る10%基準超過額	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	0	0	0
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連する ものの額	0	0	0
特定項目に係る15%基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	0	0	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	0	0	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連する ものの額	0	0	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,676	5,248	
自己資本			
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	4,067,728	4,044,787	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	31,239,369	27,301,586	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	324,019	△ 160,336	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)		1,312	
うち、繰延税金資産		0	
うち、前払年金費用		0	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	△ 485,668	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るもの の額	324,019	324,019	
うち、上記以外に該当するものの額			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,794,036	1,808,657	
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	33,033,406	29,110,243	
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	12.31%	13.89%	

(注)

1. 「農業協同組合等とその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。
2. 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:千円)

信用リスク・アセット		平成 30 年度			令和元年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	—	—	—	374,670	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,005	—	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,837,200	—	—	876,957	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	1,204,578	—	—	1,204,525	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	31,502,807	6,300,561	252,022	30,888,054	6,177,610	247,104
	法人等向け	945,502	869,083	34,763	817,027	755,809	30,232
	中小企業等向け及び個人向け	422,182	188,781	7,551	353,661	159,863	6,394
	抵当権付住宅ローン	9,712,340	3,330,209	133,208	9,303,987	3,195,694	127,827
	不動産取得等事業向け	157,410	151,946	6,077	131,170	128,265	5,130
	三月以上延滞等	47,197	32,974	1,318	69,853	44,267	1,770
	取立未済手形	22,191	4,438	177	8,613	1,722	68
	信用保証協会等保証付	5,627,636	557,552	22,302	5,930,323	589,238	23,569
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	1,628	—	—	—	—	—
	出資等	101,300	101,300	4,052	101,300	101,300	4,052
	（うち出資等のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	11,381,828	10,644,637	425,785	13,101,856	12,366,009	494,640
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部LAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,113,950	5,284,876	211,395	2,958,915	7,397,289	295,891
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超	—	—	—	—	—	—

	える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部LAC関連調達手段に関するエクスポージャー)						
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部LAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちリスクスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経置措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	△160,336	△6,413	-	324,019	12,960
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経置措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	65,114,674	27,301,586	1,092,063	65,737,633	31,239,369	1,249,574
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	65,114,674	27,301,586	1,092,063	65,737,633	31,239,369	1,249,574
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
		a	b=a×4%	a	b=a×4%		
		1,808,657	72,346	1,794,036	71,761		
	所要自己資本総計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		
		a	b=a×4%	a	b=a×4%		
		29,110,243	1,164,410	33,033,406	1,321,336		

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
 (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

$$\frac{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}{\quad} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	平成 30 年度					令和元年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	65,115	28,413	2,021	—	91	65,738	29,914	1,205	—	70
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	65,115	28,413	2,021	—	91	65,738	29,914	1,205	—	70
法人	農業	64	64	—	—	56	56	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	446	446	—	—	22	378	378	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1,236	6	1,205	—	—	1,236	6	1,205	—
	金融・保険業	33,681	595	—	—	—	33,897	1,144	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	116	82	—	—	—	109	75	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,851	1,035	816	—	—	877	877	—	—
	上記以外	841	841	—	—	—	751	751	—	—
個人	25,345	25,344	—	—	69	26,627	26,627	—	—	70
その他	1,533	—	—	—	—	1,806	—	—	—	—
業種別残高計	65,115	28,413	2,021	—	91	65,738	29,914	1,205	—	70
1年以下	31,890	472	15	—	—	31,204	416	—	—	—
1年超3年以下	237	237	—	—	—	345	345	—	—	—
3年超5年以下	789	789	—	—	—	1,022	1,022	—	—	—
5年超7年以下	1,343	1,343	—	—	—	568	568	—	—	—
7年超10年以下	2,073	2,073	—	—	—	1,883	1,783	—	—	—
10年超	24,774	22,768	2,006	—	—	26,605	25,401	1,205	—	—
期限の定めのないもの	4,009	731	—	—	—	4,111	379	—	—	—
残存期間別残高計	65,115	28,413	2,021	—	—	65,738	29,914	1,205	—	—

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様の

ご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	92	91	—	92	91	91	49	—	91	49
個別貸倒引当金	86	52	19	67	52	52	26	22	29	26

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	平成30年度						令和元年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	86	52	19	67	52	/	52	26	22	29	26	/
国外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
地域別計	86	52	19	67	52	/	52	26	22	29	26	/
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	22	22	—	22	22	—	22	—	22	—	—
	電気・ガス・熱供給 ・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	64	30	19	45	30	—	30	26	22	29	26	
業種別計	86	52	19	67	52	—	52	26	22	29	26	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		平成 30 年度			令和元年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リ スク削 減効果 勘案後 残高	リスク・ウエイト 0%	—	4,272	4,272	—	3,220	3,220
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	5,576	5,576	—	5,892	5,892
	リスク・ウエイト 20%	—	31,525	31,525	—	30,897	30,897
	リスク・ウエイト 35%	—	9,515	9,515	—	9,131	9,131
	リスク・ウエイト 50%	—	79	79	—	34	34
	リスク・ウエイト 75%	—	252	252	—	213	213
	リスク・ウエイト 100%	—	12,100	12,100	—	13,708	13,708
	リスク・ウエイト 150%	—	7	7	—	7	7
	リスク・ウエイト 200%	—	971	971	—	—	—
	リスク・ウエイト 250%	—	1,143	1,143	—	2,959	2,959
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%	—	—	—	—	—	—	
計	—	65,440	65,440	—	66,062	66,062	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 JA では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 JA では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

区 分	平成 30 年度			令和元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デ リバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,204,579	—	—	1,204,526	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引 業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	31,565	—	—	28,028	—	—
中小企業等向け及び個人向け	42,288	—	—	27,999	—	—
抵当権住宅ローン	17,460	—	—	17,540	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	36,728	—	—	95,009	—	—
合計	128,041	1,204,579	—	168,576	1,204,526	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況や ALM などを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する ALM 委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については、時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	平成 30 年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,620,562	1,620,562	1,916,562	1,916,562
合計	1,620,562	1,620,562	1,916,562	1,916,562

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

平成 30 年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
35,562	—	—	25,266	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

平成 30 年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

平成 30 年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	平成 30 年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、ALM 委員会のもと、自己資本に対する IRRB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

特になし

◇金利リスクの算定手法の概要

当 JA では、市場金利が上下に 1% 変動した時に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5 年の期間に均等に振り分けて(平均残存 2.5 年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点

特段ありません。

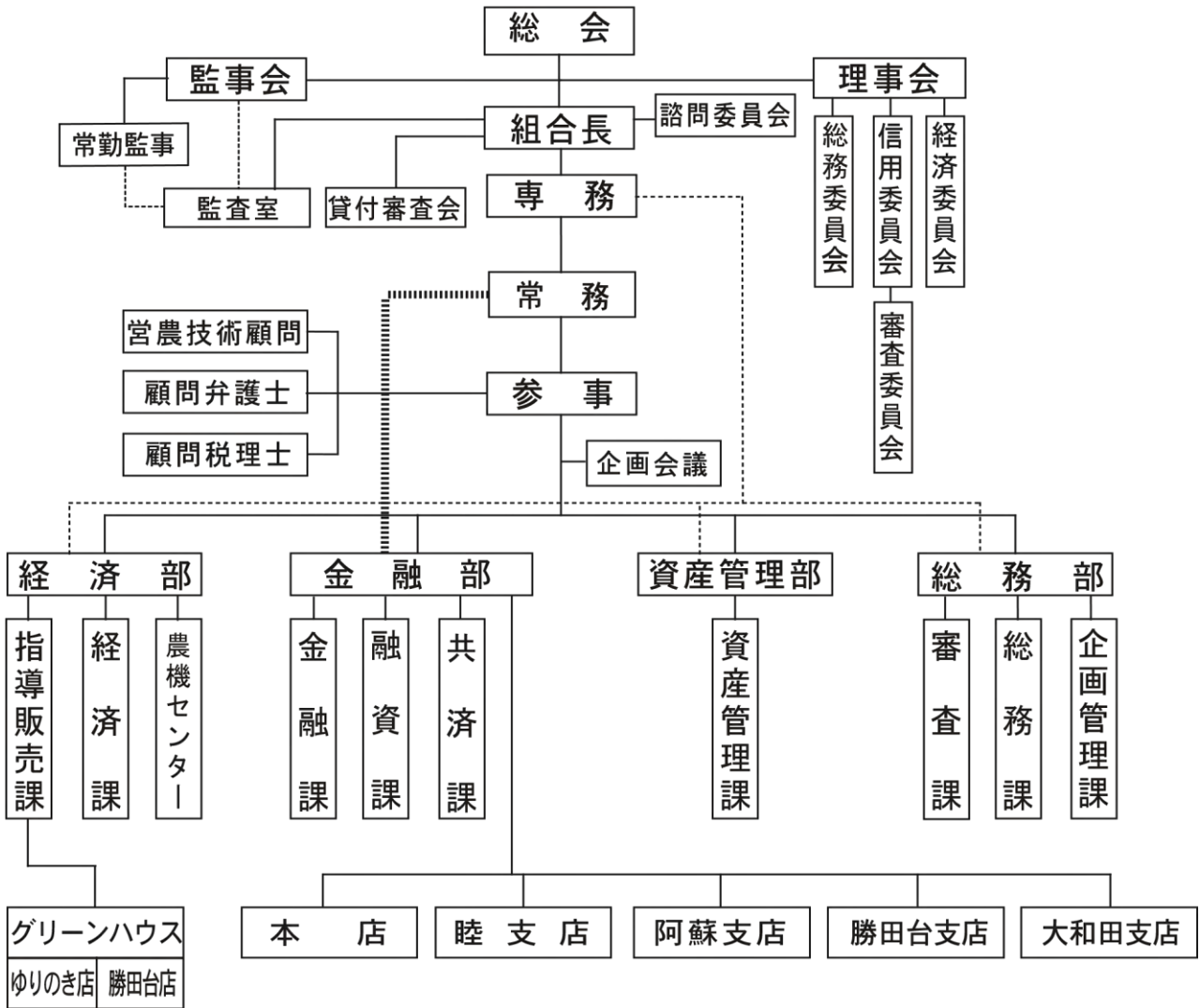
② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	554	608	55	—
2	下方平行シフト	0	Δ 231	0	—
3	スティープ化	473	—		
4	フラット化	0	—		
5	短期金利上昇	34	—		
6	短期金利低下	0	—		
7	最大値	554	608		
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,067		4,044	

11. JAの概要

1. 機構図



2. 役員構成(役員一覧)

(令和元年12月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	藤代 清文	理事	福田 守
専務理事	山崎 芳明	理事	大木 茂夫
常務理事	中嶋 功	理事	村山 和一
理事	伊原 一男	理事	宮崎 憲夫
理事	岩井 克夫	理事	吉橋 俊一
理事	立石 猛	理事	小林 隆
理事	今井 茂	理事	笠川 満千尋
理事	石井 孝治	理事	山田 養平
理事	渡邊 一郎	代表・常勤監事	岩井 健三
理事	澤田 裕	監事	山崎 浩一
理事	小川 正雄	監事	中村 宣男
理事	宇佐美 光亮	監事	加茂 俊夫
理事	村田 一夫	員外監事	植木 敏一

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	平成30年度	令和元年度	増減
正組合員	1,620	1,648	28
個人	1,611	1,639	28
法人	9	9	0
准組合員	2,503	2,511	8
個人	2,498	2,506	8
法人	5	5	0
合計	4,123	4,159	36

5. 組合員組織の状況

(令和元年12月末現在)

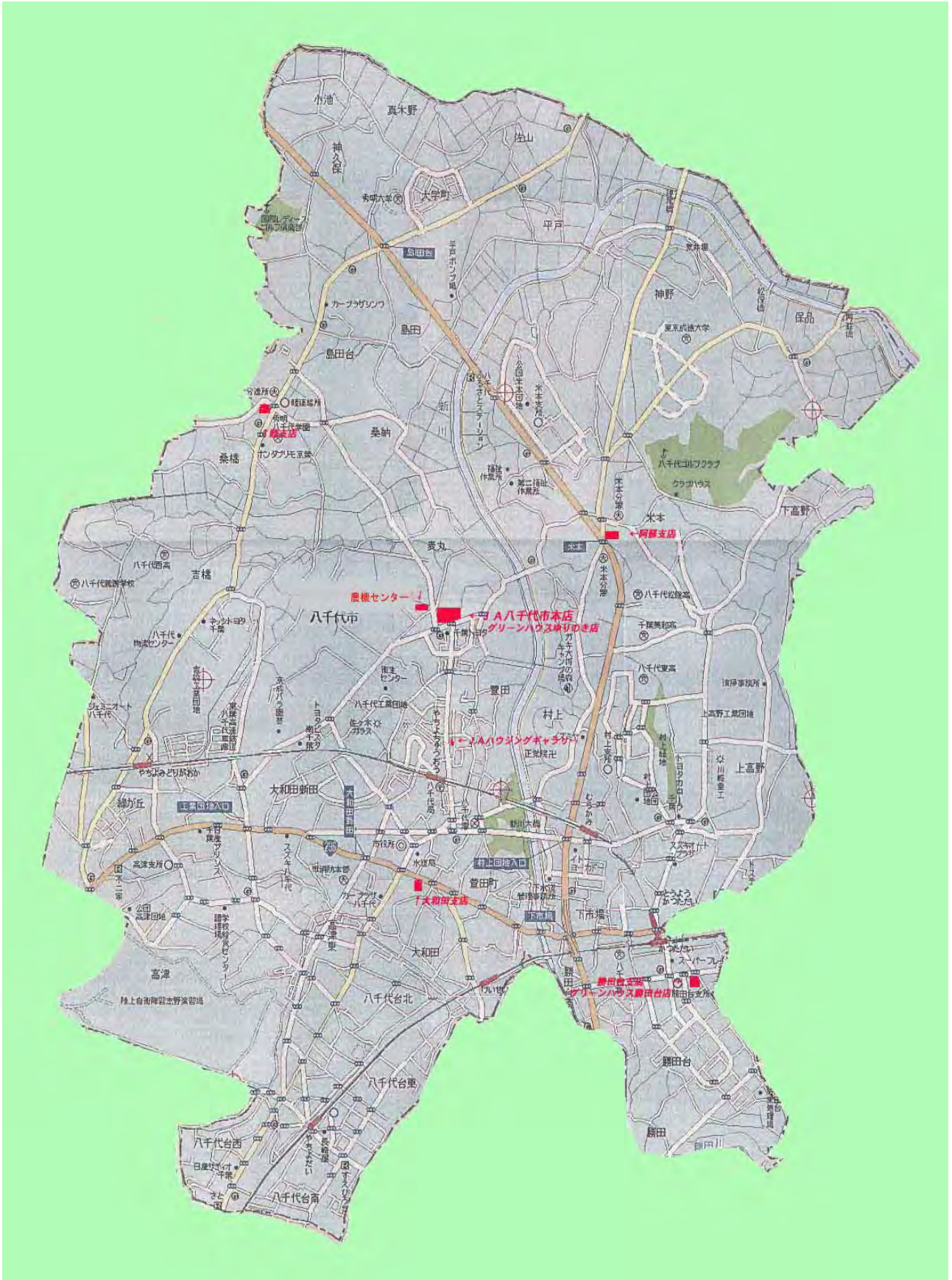
組 織 名	構 成 員 数
JA八千代市 青年部	29名
JA八千代市 女性部	230名
JA八千代市 フレッシュミズ・アンシャンテ倶楽部	10名
JA八千代市 年金友の会	428名
JA八千代市 共済徳友会	276名
JA八千代市 資産管理部会	110名
JA八千代市 人參部会	27名
JA八千代市 ネギ部会	20名
JA八千代市 直売部会	152名

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません

7. 地区一覽



8. 沿革・あゆみ

昭和23年	大和田町・睦・阿蘇・大和田西部の4農協が市内に設立
昭和40年	大和田町・睦・阿蘇・八千代町の4農協が合併して八千代町中央農協として発足
昭和41年	農機具サービスセンター開設、睦支店新築
昭和44年	阿蘇支店新築
昭和47年	宅地建物取引業の事業認可、水道サービス事業開始
昭和51年	勝田台支店開店
昭和56年	貯金残高100億円突破
昭和58年	本店(農業会館)新築、営業開始。第2次オンライン開始
昭和60年	CD・ATM全支店稼働・長期共済保有高500億円突破・地銀とCD提携
平成元年	貯金残高200億円突破
平成2年	大和田支店新築
平成4年	農協の愛称JAIに変更「JA八千代市」としてスタート
平成5年	貯金残高300億円突破、長期共済保有高1,000億円突破
平成6年	信用事業第3次オンラインスタート・農機具水道サービスセンター移転新築
平成7年	定期借地権による事業開始・懸賞金付定期積金「2000年定期積金」発売
平成8年	合併30周年記念誌発行・特定優良賃貸住宅建築取扱い開始
平成10年	(株)八千代市農協サービス設立
平成11年	睦支店新築オープン・睦米低温倉庫新築稼働・プッシュプルフォークリフトによる米集荷開始
平成12年	資産管理事業部門店舗「JAハウジングギャラリー」出店
平成13年	貯金残高356億円・融資170億円・長期共済保有高1,396億円
平成15年	各支店の経済部門を経済センターに集中化。農産物直売所「グリーンハウス」営業開始
平成16年	(株)農協サービス閉鎖
平成17年	3カ年増資運動の実施
平成18年	宅地分譲事業開始
平成19年	電算システムに新たに「コンパスJA会計システム」導入
平成22年	合併45周年記念、貯金残高500億円必達大会を開催
平成23年	トレーサビリティに対応した「農業ナビゲーションシステム」を導入
平成25年	農産物直売所「グリーンハウス」開店10周年。「やっちキャロットドレッシング」新発売
平成26年	やちよの梨100周年
平成27年	合併50周年記念大会、JA祭り開催。合併50周年記念誌発行
平成28年	本店リニューアルオープン。農婚(農家婚活支援イベント)開催
平成29年	直売所でJAカード使用時に5%割引となるサービスを開始
平成30年	農産物直売所「グリーンハウス」開店15周年
令和元年	みのり監査法人による監査の開始

9. 店舗等のご案内

店舗名	営業日・休日等			住所	電話番号 (局番 047)	ATM
	平日	土曜日	日曜・祝日			
本店	8:30～17:00	8:30～12:00	—	大和田新田 640-1	450-3711	1台
睦支店	8:30～17:00	—	—	島田台 738-13	450-2004	1台
阿蘇支店	8:30～17:00	—	—	米本 1955-2	488-2247	1台
勝田台支店	8:30～17:00	—	—	勝田台 2-7-7	482-9120	1台
大和田支店	8:30～17:00	—	—	大和田 777	482-7158	1台
ハウジング ギャラリー	9:30～18:00 水曜定休	9:30～18:00	9:30～18:00 祝日休業	ゆりのき台 4-9-3	481-3700	
経済センター	8:30～17:00	8:30～17:00	—	大和田新田 640-1	459-8126	
農機センター	8:30～17:00	8:30～12:00 第2土曜定休	—	大和田新田 647-1	459-2311	
グリーンハウス ゆりのき店	9:30～18:00 休日：毎月第一水曜日			大和田新田 640-1	489-4147	
グリーンハウス 勝田台店				勝田台 2-7-8	485-1365	

※1 本店・各支店の信用事業窓口営業時間は、平日 8:30～15:30 です。

※2 各店舗における年末年始等の長期休暇及び臨時休暇等については、
当 JA での店頭掲示やホームページ等でご案内しております。

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

開示項目	ページ	開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項			
○業務の運営の組織	84	・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	54
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	85		
○事務所の名称及び所在地	89		
○特定信用事業代理業者に関する事項	86	・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	54
●主要な業務の内容			
○主要な業務の内容	19~24	・主要な農業関係の貸出実績	55
		・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	55
		・貯貸率の期末値及び期中平均値	67
●主要な業務に関する事項		◇有価証券に関する指標	
○直近の事業年度における事業の概況	2~3	・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	59
○直近の5事業年度における主要な業務の状況		・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	60
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	50	・有価証券の種類別の平均残高	59
・経常利益又は経常損失	50	・貯証率の期末値及び期中平均値	67
・当期剰余金又は当期損失金	50	●業務の運営に関する事項	
・出資金及び出資口数	50	○リスク管理の体制	10~11
・純資産額	50	○法令遵守の体制	12
・総資産額	50	○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
・貯金等残高	50	●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
・貸出金残高	50	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	25~26,46
・有価証券残高	50	○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・単体自己資本比率	50	・破綻先債権に該当する貸出金	56
・剰余金の配当の金額	50	・延滞債権に該当する貸出金	56
・職員数	50	・3か月以上延滞債権に該当する貸出金	56
		・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	56
○直近の2事業年度における事業の状況		○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	57
◇主要な業務の状況を示す指標		○自己資本の充実の状況	49
・事業粗利益及び事業粗利益率	51	○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	68~83
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	51	・有価証券	59~61
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	51	・金銭の信託	62
・受取利息及び支払利息の増減	52	・デリバティブ取引	62
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	67	・金融等デリバティブ取引	62
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	67	・有価証券店頭デリバティブ取引	62
◇貯金に関する指標		○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
・流動性貯金、定期貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	53	○貸出金償却の額	59
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	53		
◇貸出金等に関する指標			
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	53		
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	54		

<自己資本の充実の状況に関する開示項目>

「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項」に基づく開示項目

●単体における事業年度の開示事項	ページ
○ 自己資本の構成に関する開示事項	68～69
○ 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	18
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	18
・信用リスクに関する事項	10～17,73
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	77～78
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	78
・証券化エクスポージャーに関する事項	78
・オペレーショナル・リスクに関する事項	11
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	79～80
・金利リスクに関する事項	82～83
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	70～72
・信用リスクに関する事項	73～76
・信用リスク削減手法に関する事項	77～78
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
・証券化エクスポージャーに関する事項	78
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	79～80
・金利リスクに関する事項	82～83

DISCLOSURE 2020



発行 八千代市農業協同組合
住所 〒276-0046 千葉県八千代市大和田新田 640-1
電話 047-450-3711(代)
<http://www.ja-yachiyo.or.jp>